

○厚生労働省告示第五百八十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十四日

厚生労働大臣 三井 辨雄

第六中「別表第4に収載されている医薬品を」の下に「、平成二十六年四月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を」を加える。

別表第4に第2部として次のように加える。

[中略]

別表第5の次に次の一表を加える。

[以下略]